

黒 木 紹 光 様

いただいた書面を拝見しました。

国家公安委員会は、警察庁を管理する行政委員会であり、個別の事案には対応できません。

宮崎県警察の職務執行について苦情がある場合は、警察法第79条に基づき、宮崎県公安委員会に対し、文書により申し出ることができます。

なお、送付を受けたDVD-Rはお返しします。

令和3年10月28日

国家公安委員会